

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	香川県		
高校入試 担当部署名	香川県教育委員会事務局 高校教育課 教育指導グループ		
TEL	087-832-3750	FAX	087-806-0232
URL	https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/koko/		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	安藤 州一(所属:香川まるがめ子どもにほんごひろば)
--------	----------------------------

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
○	×	○	×	○	×	○	×

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	かがわ外国人相談支援センター ※外国人住民の生活全般に関する相談窓口として、関係機関との連携のもと、多言語で相談対応や情報提供などを行っている。 URL: http://www.i-pal.or.jp/soudan/
2.多言語による関連情報	
3.その他	

I 全日制高校について

		A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握なし
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		名称なし	名称なし
2-2.滞日年数制限		外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として平成30年4月1日以降に入学した者	・昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者 ・外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として平成30年4月1日以降に入学した者。
2-3.措置の内容		入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。	入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	×
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考		公表していない	公表していない

Ⅱ 定時制高校について

		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握なし
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	○
2-1が有(○印)の場合その名称		名称なし	名称なし
2-2.滞日年数制限		外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として平成30年4月1日以降に入学した者	・昭和20年9月2日以前から引き続き中国に在住し、その後、永住を目的に帰国した者が保護者である者 ・外国籍を有する者で、海外に継続して在住し、原則として平成30年4月1日以降に入学した者
2-3.措置の内容		入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。	入学者選抜実施細目において「帰国生徒等の選抜にあたっては、海外経験を十分考慮するとともに、その事情により一定の配慮をすることができるものとする」と定めており、日本語能力に配慮して面接を行っている。また、学力検査等における特別措置については、高等学校長が、県教育委員会との協議のうえ、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定する(問題文の漢字へのルビ振り等)。
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		無	無
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容			
備考		公表していない	公表していない

Ⅲ 高校入学後の状況

1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	状況により各校で対応している。
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	無
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	無

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について

	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	学校教育法施行規則第95条のいずれかに該当する者については受験を認めている。
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	学校教育法施行規則第95条のいずれかに該当する者については受験を認めている。
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在学期間を含むか否か	×	
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか	×	